



Eldonas: Kou MUKAI
1-6, 1-1307, ASAHIMACHI, ABENO, OSAKA, Japanio.

28, Maj '86 No 302

イカ山通信

大阪市あべの区旭町1-6, 1-1307 101# 彦



▼「朝日新聞」が一頁落したので、約半頁ぶりに大山入。(誰かみる者がいない庭です。らんがひっそり咲いてた。)そのままだと夏もいるのもりだった。半月ほど大阪へまた。と入るにやるんが山積して、毎日があたらしい。九月末までは、どうも大阪を離れられなうまい。

▼今年はスペイン革命50周年。6月の日国労会館(同労天満駅そば)一時五時映画(武蔵野音楽大交響)と講演(「トリスイ」の著者マバール・パス(来日)がある。宣伝が行わなかったが、めったに社会への書物を集めた。(同日六日共同行動デモとぶつかつてるので)噂がけり人である以上、4時以降ぼんぼんそちらへ出ればならぬが、デモに行かないんせひきてほしい。

▼「国語勝訴」新聞のデレビが大きくなり、再び「安易な今状の請求を裁判に異例の批判を加え、厳しく戒め」判決曰くとならうに、これは判例集にも残る画期的成果といえるだろう。これを端初に、いま恣意的に行われている違法なびサ入れに対しては、「その攻撃的防犯が、ひろがらぬを、と思う。(27日)

ウワァー

「御名御聖事件」国語勝訴 「完全勝利」なぞ

1. 主文 国と大阪府は6万円を支払え

5月26日午後一時。大阪地裁810号法廷。判決を渡し。この日の一月、警備一課々長補佐の警部吉村への反社尋問で「捜査警察・宮内庁から意見もききました」など白状させ、追いつめたあげく「本件デモは偽造にはあたりませぬ」とかわせた頃から、ほ「勝訴まらがない」と思っていたと、その何しろ国と大阪府を相手の「国語」・それに勝つたてて百に一つもないらしいと聞いて、やはりドキドキ。万一の時は松下通(せせら)の「マハ」に敗けた敗けたに匹敵する名文句でも一とひねり、なと思つてカマスをとむ「じゃん・ナントナント」...

「被告ら(国・大阪府)は向井孝に対し30万円・中田るい子に対し20万円及び支払済までの早五分の金員を支払え」という「判決」

だがそれにも増して、注目してもらいたいのには、当方の申し立てをはっきり受けとめたその「判決理由」。

ウワァー やっだぞ!!

2. いかなる理由があつても、「デモ」配布予防の目的での「捜査差押許可状の請求・発付は、憲法21条に違反する。」

「...捜査当局は本件捜査差押許可状の請求に先立って本件デモの作成行為が名誉棄損罪又は侮辱罪に該当しないか検討したが、未だデモが配布されていないので、同罪の成立は認め難いと判断した等の各事実によれば、本件許可状の請求は、本件デモの散布されることを未然に防ぼうとす

主たる目的として行われたものではなからず、疑わしきを得ない。

いかなる理由があろうとも(「デモ」の配布を予防する目的で捜査差押許可状を請求することは、表現の自由を保障し検閲を禁止した憲法21条の趣旨に反し、警察官としての権限を逸脱したものであることはどうまでもない。従つて本件捜査差押許可状の請求及び発付は、いづれも違法な行為であり、右違法な許可状によつてなされた捜査差押もまた、違法なものである。」

3. 嫌疑を認める資料がないので、許可状を発付した裁判官(国)には過失がある。

「...裁判官としては、捜査差押許可状を発付する際には、それが国民の住居の平穏と財産権を侵害する性質のものであるだけに、判断には慎重を期し、仮にも嫌疑が無いのに許可状を発付するようになつてはならない取務上の注意義務があるところ、大阪高等裁判所裁判官陶山美知彦はこれに反して嫌疑を認める資料が無いのに本件許可状を発付したのであるから、同裁判官には過失がある。従つて国は、過失により発付された右許可状に基づき行われた本件捜査差押により原告らの蒙つた損害を賠償する義務がある。」

4. 嫌疑を認める資料があつても、許可状請求を「裁判官(大阪府)には過失がある。」

「...大阪府警察本部所属の司法警察官として、裁判官に対して許可状の発付を請求する際には、可能な限り任意捜査を尽くしたうえで、なお犯罪の嫌疑がなし、かつその必要性がある場合のみこれを発行すべき注意義務があるところ、大阪府警察所属の警部吉村マ子三はこれに反し、何ら犯罪の嫌疑を認めるに足る資料がないのに本件許可状の発付を

